

# 令和7年度南阿蘇村高校生通学費等補助



高校生の通学費などを補助します。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度に高等学校などに通学する生徒の通学費などの一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とし実施します。

**【注意】本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業となります。次年度以降の継続した補助事業の実施は未定です。**



■申請期間：**10月1日(水)～令和8年1月30日(金)**

■申請提出先：企画観光課企画係

■補助対象期間：4月1日～令和8年3月31日

■補助対象者：本村に住所があり、高等学校などに子どもを通学させている保護者

■補助額：

下記の(1)～(4)のうち、主な通学手段いずれかの額

(1)電車バスなどの公共交通機関を利用して通学する場合、上限30,000円

(2)学校スクールバスを利用して通学する場合、上限8,000円

(3)自転車などの二輪車で通学する場合、一律5,000円

(4)保護者などによる自家用車で通学する場合、一律5,000円

※他より通学費の補助を受けている場合は、その補助額を差し引きます。

■補助回数：生徒一人につき1回



【申請に必要なもの】

☆申請書 様式はホームページよりダウンロードしていただくか、企画観光課にあります。

☆申請者(保護者)および高校生の住民票の写し

※6カ月以内に発行されたもの。

☆学生証の写しまたは在学証明書

【通学手段ごとに必要なもの】

(1)公共交通機関を利用している場合  
直近で購入した定期券の写し

(2)スクールバス  
学校の発行する通学証明書 ※様式は任意  
スクールバス代金が証明できるものの写し

(3)自転車など(バイク等の二輪車含む)  
学校の発行した自転車等通学用ステッカー、ナンバーの写し

車両保険証書など保険の加入が分かるものの写し

(4)自家用車などでの送迎  
通学に使用する自動車検査証および保護者の免許証の写し

〈問い合わせ〉企画観光課企画係 TEL0967 (67) 1112

## 建設課からのお知らせ

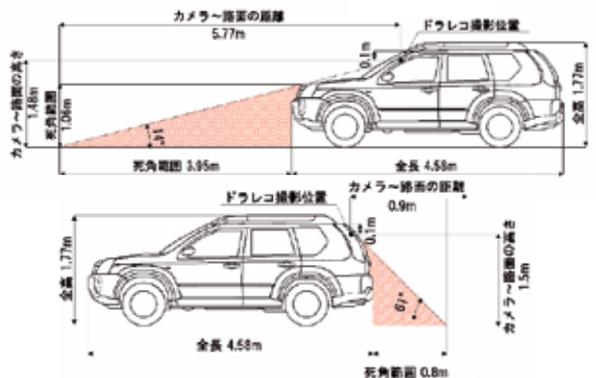


村道の損傷状況を調査・把握し、舗装維持管理計画を策定するため、路面性状撮影車が9月～10月の間、村道を走行いたします。

路面性状撮影車とは、一般車両に国土交通省の点検支援技術として認められた特殊カメラを設置したものです。外観はどこにでもある一般車両ですが、撮影・

記録された画像や位置情報などをもとにひび割れ率・平坦性・わだち掘れの評価を行うことができます。

路面性状撮影車は、法定速度内で走行いたしますので、ご注意ください。



〈問い合わせ〉建設課 建設係 TEL0967 (67) 3178